平成２６年（フ）第５２１４号
神奈川県秦野市名古木1208―７
債務者　山形　克子（旧姓水尻）
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　柴田　美鈴
４　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月31日午後２時30分
６　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２１５号
埼玉県越谷市宮前１丁目10―15
債務者　岩崎　昌康
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高木　篤夫
４　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月31日午前11時
６　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２１８号
東京都青梅市今寺１丁目758―10
債務者　山田　浩巳
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中川　淳司
４　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月31日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２４３号
埼玉県三郷市戸ヶ崎１―626―７、住民票上の住所千葉県大網白里市南横川3152―９
債務者　中下　優子
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　末吉　宜子
４　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月31日午前10時30分
６　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２６２号
東京都八王子市楢原町971　養護老人ホーム楢の里
債務者　安立　　文（旧姓嶋崎）
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊東　良徳
４　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月31日午前10時
６　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２６３号
神奈川県横浜市神奈川区子安通３丁目298―202
債務者　水口　幸夫
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今井　優仁
４　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月31日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２７８号
東京都江東区塩浜２丁目11―６　新幸荘１―105
債務者　藤浪　彰子
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　森　　浩志
４　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月31日午前11時
６　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２８６号
東京都大田区中馬込３丁目16―15―216
債務者　大庭　俊樹
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　恵介
４　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月31日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５２９０号
東京都足立区新田３丁目37―12―705
債務者　逢沢　啓子
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　飯野　泰子
４　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月31日午前11時
６　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４００号
東京都江戸川区北小岩１丁目18―11―1001
債務者　村武　禎春
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　横川　勇樹
４　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月31日午前11時
６　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第５４０６号
東京都目黒区目黒本町５丁目29―13
債務者　若松　義人
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　花野　信子
４　破産債権の届出期間　平成26年７月９日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年７月31日午前11時
６　免責意見申述期間　平成26年７月31日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２０号
兵庫県豊岡市泉町１番30号
債務者　吉谷與史郎
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　前田　貞夫
４　破産債権の届出期間　平成26年７月23日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月９日午後４時30分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２６年（フ）第１０２号
兵庫県明石市大久保町高丘７丁目２番地の１
債務者　市成　善明
１　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松原　由尚
４　破産債権の届出期間　平成26年７月31日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月30日午前10時20分
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
７　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第１０３号
大阪府池田市伏尾台２丁目10番地３棟204号
債務者　市川　光義
１　決定年月日時　平成26年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部